

犯罪のない社会は

一人ひとりのやさしい心から

7月は社会を明るくする運動強調月間です。

■取り締まるだけでは 犯罪はなくならない

犯罪をなくすためには、犯罪の取り締まりを強化すればいい、罪を犯した人の処罰をもっと厳しくすればいい……。そう考える人は多いかもしれませんが。

急速な少子化・高齢化と核家族化が進む中で、家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化や都市化、伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連帯機能の低下等が指摘されています。このような中、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを助け、これらを含めたすべての人が共に暮らせる安全・安心な社会を実現するためには、多くの方々の理解と協力、関係機関・団体組織を超えた連携が不可欠です。

■社会を明るくする運動とは

犯罪や非行のない社会を目指して、毎年七月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国で実施されます。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で六十三回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築くためにながでできるか、皆さんも考えてみませんか。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちは、過去の過ちを反省し、地域社会の中で立ち直ろうとしています。そのためには、立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要なのです。

■「社会を明るくする運動」 今年度の重点事項と封筒募金

今年度の重点事項は、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」と「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」です。

また、運動を実施するための活動資金として、榛東村更生保護女性会員が封筒募金のお願いにお願いいたしますので、趣旨をご理解のうえ格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご協力いただいた募金は、村内の保育園、幼稚園、小中学校への図書配布や榛名女子学園等、更生保護施設の慰問等に活用させていただきます。

▼お問い合わせ

子育て・長寿支援課

(☎)54-2211 内133

第63回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

— 犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域の子カラ —



法務大臣からのメッセージ伝達（写真は昨年の様子）